

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税 率		(創設) 均等割 年額 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10 万円		11 万円	12 万円	13 万円	14 万円
(新設) 8 万円		9 万円	10 万円	11 万円	13 万円
扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 6 万円	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円	扶養親族 1 人 5 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 6 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 8 万円 配偶者がいない場合 1 人目 9 万円	扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がいない場合 1 人目 11 万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設（昭和 42 年 1 月 1 日以後に支払を 受けるべき退職手 当等）				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47 年度 1.3% (ロ) 48、49 年度 1.6% (ハ) 50、51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円	
配偶者控除	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円	
扶養控除	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者がいない場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がいない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者がいない場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がいない場合 1 人目 19 万円	
税 率			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域 農地等の譲渡所得については、 (イ) 49 年度 1.3% (ロ) 50、51 年度 1.6% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の 5.2% (ただし 49 年度は 5.6%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事 業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税事業 所得等の金額に対 する税額の 110% 相当額	均等割 標準税率 年額 300 円

- (注) 1 昭和 50 年度欄における所得割の税率は昭和 49 年度改正によるものである。
2 昭和 52 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和 50 年度改正、(2)については昭和 51 年度改正によるものである。

52	54	55	56
20 万円	21 万円	22 万円	
20 万円	21 万円	22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者がいない場合 1 人目 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者がいない場合 1 人目 21 万円	扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 40 万円と課税長期譲渡所得金額 の 4 分の 3 を総合課税した場合の 当該 2,000 万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額 から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 の 2 分の 1 を総合課税した場合の当 該 4,000 万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 以外の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000 万円を超え 8,000 万 円以下の額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額と の合計額を総合課税した場合の当 該 4,000 万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

3 昭和 55 年度欄における所得割の税率は、昭和 54 年度改正によるものである。

4 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25 万 3 千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25 万円	控除対象配偶者 25 万 3 千円 老人控除対象配偶者 26 万 3 千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29 万 3 千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 25 万円	扶養親族 1 人 25 万 3 千円 老人扶養親族 1 人 26 万 3 千円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 29 万 3 千円 同居老親等扶養親族 1 人 30 万 3 千円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を 総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58～60 年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 2.5%に相 当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除し た金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58～60 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する 金額との合計額	

- (注) 1 昭和 58 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 57 年度改正によるものである。
- 2 昭和 59 年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について
上記金額にそれぞれ 7 千円が加算される。

60	61	63
26 万円		28 万円
控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円	同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
均等割 標準税率 年額 700 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額 の 2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以 下である場合 ③ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ④ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金 額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ⑤ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を 超える場合 80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万 円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130 万円以下の金額 2% 130 万円を超える金額 3% 260 万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和 63～平成 3 年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和 59 年度改正によるものである。
- 4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。
- 5 昭和 63 年度欄については、昭和 62 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30 万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30 万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35 万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51 万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56 万円(B) 配偶者特別控除 30 万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1 人 30 万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1 人 35 万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 51 万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 56 万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1 人 42 万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 63 万円(B) (新設)特定扶養親族 1 人 35 万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 56 万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 500 万円以下の金額 2% 500 万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である 場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円 を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3 年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円 を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 52 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を 控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成 5 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 4 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成 4 年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正、(2)(ロ)、(ニ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 3 月)改正によるものである。
- 2 平成 2 年度欄において、(A)とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33 万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1 人 39 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 60 万円	扶養親族 1 人 33 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 38 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 54 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 59 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 45 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 66 万円 特定扶養親族 1 人 41 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 62 万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 78 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 20%相当額（20%相当額が 20 万円を超える場合は 20 万円を限度とする。）を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
均等割 標準税率 年額 1,000 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額

5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除 した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 （平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1% ※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡以外である場合 3% ⑤ 国等に対する譲渡である場合 1.6% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額 (7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する (平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する (平成 18 年度改正による。)

19	20
所得割 (1) 一律 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 イ 長期譲渡所得 2% ロ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ハ 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ニ 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6% ② 国等に対する譲渡である場合 2% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成 20 年度） 1.2% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 4.8% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用） 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）	配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% （平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%） ※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）

4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 20 年度欄において、配当割（※を除く。）については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)	配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
- 2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
- 3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 1,500 円 〔 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額 〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)

- 4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。
- 5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。
- 6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで 配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)	所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)

(注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失 〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕
所得割(指定都市の存する区域の場合) (1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については 4%) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 1% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和 2 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8% ② 国等に対する譲渡である場合 1% (3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1% (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1% (5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1% (6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1% (7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 2.4% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2	3
基礎控除		43 万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて 3 段階で減 減、2,500 万円超の場合には消失 〔 基礎控除の額 43、29、15 万円 〕
配偶者控除		同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引 き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要 件を 48 万円超 133 万円以下とし、その控除額の算定の基礎とな る配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き 上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げ る。
税 率	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 5 年 度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (指定都市の存する区域の場合、0.8%) (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する 区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万 円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 5 年 3 月 31 日までの譲渡）	

- (注) 1 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正によるものである。
2 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

5	8（改正案による）
	同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。
	扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。 （新設） 特定親族特別控除（仮称） 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、親族等の前年の合計所得金額に応じて納税義務者の前年の総所得金額等から控除額を控除する。 特定親族特別控除（仮称）の額について、親族等の前年の合計所得金額に応じて 7 段階で通減、123 万円超の場合には消失する。 〔 控除額 45、41、31、21、11、6、3 万円 〕
所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 8 年度） (i) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%（指定都市の存する区域の場合、0.8%） (ii) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 8 年 3 月 31 日までの譲渡）	

3 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正によるものである。

4 令和 6 年度改正により、令和 6 年度分に限り、合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人 10,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1 人につき 10,000 円の合計額。ただし、令和 6 年度分の所得割額を限度とする。）を控除する。

5 令和 8 年度欄については、令和 7 年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1% 制限税率 2% ※令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務の うち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及 び第 3 種事業 6% 第 3 種事業の うち助産婦業 等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者 控 除 等				特別所得税が事 業税の第 3 種事 業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者 控 除 等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第 1 種事業 5% 第 2 種事業 4% 第 3 種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成 2 年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和 63 年度欄については、昭和 62 年 9 月改正によるものである。
2 平成 2 年度欄については、昭和 63 年 12 月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び清算所得 12% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び清算所得 8% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8% ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。 普通法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	制限税率が設けられた。 標準税率の 1.1 倍	特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%	普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%	普通法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 1.3% ※上記税率は恒久的な減税として法附則 40㊦に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16		20	
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人)	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本又は出資の金額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額1億円超の法人)	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 3.8% 年 400 万円超 800 万円以下 5.5% 年 800 万円超及び清算所得 7.2% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%	所 得 割 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% [一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6% [一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 収 入 割 1.3%	付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 1.5% (3.8%) 年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%) 年 800 万円超及び清算所得 2.9% (7.2%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%) 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超及び清算所得 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3% (7.9%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3% (7.9%) 収入金額課税法人 収 入 割 0.7% (1.3%)	所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%) 年 800 万円超及び清算所得 5.3% (9.6%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%) 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超及び清算所得 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3% (7.9%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3% (7.9%) 収入金額課税法人 収 入 割 0.7% (1.3%)
そ の 他	※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則（法 72 の 24 の 7）の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕		※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 1.5% (3.8%) 年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%) 年 800 万円超 2.9% (7.2%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)	所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%) 年 800 万円超 5.3% (9.6%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%) 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)] 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)] 収入金額課税法人 収 入 割 0.7% (1.3%)	付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 2.2% (3.8%) 年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%) 年 800 万円超 4.3% (7.2%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)	所 得 割 年 400 万円以下 3.4% (5%) 年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%) 年 800 万円超 6.7% (9.6%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%) 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 3.4% (5%) 年 400 万円超 4.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)] 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)] 収入金額課税法人 収 入 割 0.9% (1.3%)
※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。) 又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率		※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	所 得 割
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円以下 3.5%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	年 800 万円超 7%
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7%
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 1%	特別法人
				所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	年 400 万円超 4.9%
				一定の協同組合等については年10億円超 5.7%
				3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9%
				一定の協同組合等については年10億円超 5.7%
				収入金額課税法人
				収 入 割 1%

2	4	
電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等） （１）資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人 収 入 割 0.75% 付加価値割 0.37% 資 本 割 0.15% （２）資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 収 入 割 0.75% 所 得 割 1.85%	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人（付加価値割、資本割及び所得割により課税される法人） 付加価値割 1.2% 資 本 割 0.5% 所 得 割 1% (所得割の軽減税率の廃止)	ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人 収 入 割 0.48% 付加価値割 0.77% 資 本 割 0.32% ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。）） （１）資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人 付加価値割 1.2% 資 本 割 0.5% 所 得 割 1% （２）資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万円超 800 万円以下 5.3% 年 800 万円超 7% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で 資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7% （３）特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万円超 4.9% 〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7% 〕 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で 資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9% 〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7% 〕 ※一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人は、引き続き収入割 1 %が課される。
※令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	※令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	7・8	
税 率	○地方税法第72条の2第1項第1号イ 第1号ロに掲げる法人以外の法人 付加価値割 1.2% 資 本 割 0.5% 所 得 割 1% ○地方税法第72条の2第1項第1号ロ 資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人（※1・2）、公益法人等及び投資法人等（特別法人を除く。） ※1 <u>当分の間、当該事業年度の前事業年度に第1号イに該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるものを除く。</u> ※2 <u>資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを除く。</u> 所 得 割 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万円超 800 万円以下 5.3% 年 800 万円超 7% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7% 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万円超 4.9% 〔 一定の協同組合等については年10 億円超 5.7% 〕 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9% 〔 一定の協同組合等については年10 億円超 5.7% 〕	○地方税法第72条の2第1項第2号 電気供給業（第3号に掲げる事業を除く。）、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業、保険業並びに貿易保険業を行う法人 収 入 割 1% ○地方税法第72条の2第1項第3号 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 （イ）（ロ）に掲げる法人以外の法人 収 入 割 0.75% 付加価値割 0.37% 資 本 割 0.15% （ロ）第1号ロに掲げる法人 収 入 割 0.75% 所 得 割 1.85% ○地方税法第72条の2第1項第4号 ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人 収 入 割 0.48% 付加価値割 0.77% 資 本 割 0.32%
そ の 他	※1 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※2 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用。	

(注) 3 令和7年度及び令和8年度欄については、令和6年度改正によるものである（改正内容は下線部）。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45	47
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		各月の延従業者の数 を期末現在の従業者 の数とした。	資本金が 1 億円以上 の法人の本社管理部 門の従業者数につい ては1/2	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等						
製造業			資本金 1 億円以上の 法人の本社管理部門 の従業者数について は1/2			
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数				
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額				
電気供給業						1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額

年度 区分	57	平成元年度	17	29	令和 4 年度
銀行業 保険業 (証券業)		証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等			本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の工場の従業者 数については1.5 倍	本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	3/4 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/4 を固定資産 の価額 ※激変緩和のため経 過措置を講じた。			(小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 (一般送配電事業・送電事業・ 特定送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 昭和 57 年度改正で設けられた経 過措置を廃止	(配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (特定卸供給事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税 率 等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度	6
(清算基準) 基幹統計（商業統計・ 経済センサス活動調査） ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (令和元年 10 月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)	(清算基準) 基幹統計（経済センサ ス活動調査）ウェイト 50%、残り 50%を人口 で按分

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成 12 年 4 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	30	32
税 率 等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非 課 税) 大衆食堂等 1 人 1 回 100 円以下 1 品価格 50 円以下	(非 課 税) 大衆飲食店 1 人 1 回 120 円 甘味喫茶店 1 人 1 回 100 円 大衆旅館 1 人 1 回 700 円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1 人 1 回 500 円以下 5% 1 人 1 回 500 円超 10% 宿泊 1 人 1 泊 1,000 円以下 5% 1 人 1 泊 1,000 円超 10% (免税点) 1 人 1 回 200 円以下 食券食堂の 1 品の価格 100 円以下 (基礎控除) 1 人 1 泊 500 円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェ ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1 人 1 回 300 円以下 食券食堂 1 品の価格 150 円以下 宿泊 1 人 1 泊 800 円以下

年度 項目	昭和 48 年度	49	50	52	53
税 率 等	(免税点) 旅館 1 人 1 泊 2,400 円 飲食店等 1 人 1 回 1,200 円 チケット制食堂 1 品 600 円	(旅館における基礎控除) 1,500 円	(免税点) 旅館 1 人 1 泊 3,400 円 飲食店等 1 人 1 回 1,700 円 チケット制食堂 1 品 850 円	(免税点) 旅館 1 人 1 泊 4,000 円 飲食店等 1 人 1 回 2,000 円 チケット制食堂 1 品 1,000 円	(旅館における基礎控除) 2,000 円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	(免税点) 土地 5 万円 家屋(建築) 15 万円 家屋(その他) 8 万円	(免税点) 土地 10 万円 家屋(建築) 23 万円 家屋(その他) 12 万円	税率 4% ただし、昭和 56 年 7 月 1 日 から昭和 61 年 6 月 30 日まで に行われた住宅の取得につい ては 3% とされた。 昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から 4 分の 1 に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年 6 月 30 日まで 3 年間延 長された。

年度 項目	平成 12 年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成 12 年 1 月 1 日か ら平成 14 年 12 月 31 日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2 分の 1 とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成 16 年 6 月 30 日まで 3 年間延長 された。	税率 4% ただし、平成 15 年 4 月 1 日から平 成 18 年 3 月 31 日までに行われた不動 産の取得については課税標準を 3% と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで に行われた場合においては課税標準を価格 の 2 分の 1 とする特例措置が講じられた。	税率 4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特 例措置については平成 21 年 3 月 31 日まで 3 年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間に限 り、標準税率を 3.5% とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成 21 年 3 月 31 日まで延長する。

年度 項目	令和 6 年度
税 率 等	税率 4% ただし、住宅及び 土地に係る税率の特 例措置については令 和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取 得に係る課税標準の特例措置 について令和 9 年 3 月 31 日ま で延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合には課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合には、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30	令和3年度
税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115 分の 5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円 [ただし、昭和 61 年 5 月から 昭和 62 年 3 月までの間に行わ れた売渡し等分については、 特例措置として、1,000 本に つき 160 円を加算。]

年度 項目	平成 15 年度	18	22	25
税 率 等	平成 15 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円	平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,504 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 716 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 860 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円

年度 項目	令和 2 年度	3
税 率 等	令和 2 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 1,000 本につき 1,000 円	令和 3 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 1,000 本につき 1,070 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
- 2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。
- 3 平成 30 年度欄（下欄）については、平成 30 年度改正によるものである。
- 4 令和元年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。
- 5 令和 2 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。
- 6 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円
		平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正及び令和7年度改正案）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

また、令和7年度改正案において、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本に換算する仕組みに、令和8年4月及び同年10月の2段階で移行することとされた。

※軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量の葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の 2 分の 1 に引き下げられた。	入場税が国税に移譲され、第 3 種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場所在市町村に対して 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに 2 年度間延長された。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措置がさらに 5 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに 5 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに 5 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに 10 年度間延長された。	自動車取得税が目的税から普通税に改められた。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和 25 年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1 キロリットル 8,000 円	税率 1 キロリットル 10,400 円	税率 1 キロリットル 12,500 円	税率 1 キロリットル 15,000 円	税率 1 キロリットル 19,500 円 (2 年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。

年度 項目	平成 22 年度	23
税 率 等	平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準（1 キロリットル 32,100 円）を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1 キロリットル 15,000 円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫 定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日まで の間適用する暫定税率 が1キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（令和元年 10 月 1 日～）

年度 項目	令和元年度			
税 率 等	自動車税環境性能割の導入 令和元年 10 月 1 日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。 〔平成 28 年度税制改正により、消費税率 10% 引上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に導入することとしていたが、 消費税率 10% への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年 10 月 1 日に変更された。〕			
	令和元年 10 月 1 日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10% 低減）、 プラグインハイブリッド自動車、 クリーンディーゼル車（H30 規制適合又は H21 規制適合）		非課税	非課税
	ガソリン車、LPG 車 （ハイブリッド車を含む）	2020 年度燃費基準+20% 達成		
		2020 年度燃費基準+10% 達成		
		2020 年度燃費基準達成	100 分の 2	100 分の 0.5
		2015 年度燃費基準+10% 達成	100 分の 3	100 分の 1
	上記以外の車	100 分の 2		
	（注）ガソリン車及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50% 低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75% 低減（★★★★）のものに限る。			
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度 項目	令和 5 年度					
税 率 等	令和 6 年 1 月 1 日以後取得分 〔乗用車〕					
	区分		税率			
			自家用	営業用		
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税		
	ガソリン車、LPG 車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）				100 分の 1	
			2030 年度燃費基準 85%達成			100 分の 2
			2030 年度燃費基準 80%達成			
			2030 年度燃費基準 70%達成	100 分の 3	100 分の 1	
	2030 年度燃費基準 60%達成	100 分の 2				
	上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車					
(注) ガソリン車及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★）のものに限る。 ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30 規制適合又は H21 規制適合のものに限る。						
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。						

令和3年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30 規制適合又はH21 規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車、LPG 車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 85%達成		
	2030 年度燃費基準 75%達成	100 分の 1	
	2030 年度燃費基準 65%達成	100 分の 2	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 60%達成		100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2

(注) ガソリン車及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）

又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★）のものに限る。

ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30 規制適合又は H21 規制適合のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車、LPG 車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 95%達成	100 分の 1	
	2030 年度燃費基準 90%達成		
	2030 年度燃費基準 85%達成		
	2030 年度燃費基準 80%達成	100 分の 2	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 75%達成		
	2030 年度燃費基準 70%達成	100 分の 3	100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車	100 分の 2		

(注) ガソリン車及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）

又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★）のものに限る。

ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30 規制適合又は H21 規制適合のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- (注) 1 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成 28 年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
- 2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
- 3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。

②種別割（令和元年 10 月 1 日～）（令和元年 9 月 30 日まで自動車税）

年度 項目	昭和 25 年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及びバス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円	普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 営業用 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000 円 120 インチ超 60,000 円 営業用 120インチ以下 15,000 円 120 インチ超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000 円 3.048 メートル超 60,000 円 営業用 3.048メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円 トラック 15,000 円 バス 観光用 30,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 3,800 円	小型四輪車 乗用車 自家用 1 リットル以下 12,000 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 14,000 円 1.5 リットル超 16,000 円 営業用 1 リットル以下 6,000 円 1 リットル超 1.5リットル以下 7,000 円 1.5 リットル超 8,000 円

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 1 トン以下 6,500 円 5 トン超 6 トン以下 22,000 円 1 トン超 2 トン以下 9,000 円 6 トン超 7 トン以下 25,500 円 2 トン超 3 トン以下 12,000 円 7 トン超 8 トン以下 29,500 円 3 トン超 4 トン以下 15,000 円 8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 ごとに 4,700 円を加算した額 自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 1 トン以下 8,000 円 5 トン超 6 トン以下 30,000 円 1 トン超 2 トン以下 11,500 円 6 トン超 7 トン以下 35,000 円 2 トン超 3 トン以下 16,000 円 7 トン超 8 トン以下 40,500 円 3 トン超 4 トン以下 20,500 円 8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで 4 トン超 5 トン以下 25,500 円 ごとに 6,300 円を加算した額 けん引自動車 営業用 小型自動車 7,500 円 普通自動車 15,100 円 自家用 小型自動車 10,200 円 普通自動車 20,600 円 被けん引自動車 営業用 小型自動車 3,900 円 普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円 普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額 自家用 小型自動車 5,300 円 普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円 普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額 ※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額 を加算した額 営業用 自家用 1 リットル以下 3,700 円 1 リットル以下 5,200 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円 1.5 リットル超 6,300 円 1.5 リットル超 8,000 円 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用 一般乗合用以外 30 人以下 12,000 円 30 人以下 26,500 円 30 人超 40 人以下 14,500 円 30 人超 40 人以下 32,000 円 40 人超 50 人以下 17,500 円 40 人超 50 人以下 38,000 円 50 人超 60 人以下 20,000 円 50 人超 60 人以下 44,000 円 60 人超 70 人以下 22,500 円 60 人超 70 人以下 50,500 円 70 人超 80 人以下 25,500 円 70 人超 80 人以下 57,000 円 80 人超 29,000 円 80 人超 64,000 円 自家用 30 人以下 33,000 円 30 人超 40 人以下 41,000 円 40 人超 50 人以下 49,000 円 50 人超 60 人以下 57,000 円 60 人超 70 人以下 65,500 円 70 人超 80 人以下 74,000 円 80 人超 83,000 円	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)

令和元年度
自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。 令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。
乗用車
自家用
1リットル以下
25,000 円
1リットル超1.5リットル以下
30,500 円
1.5リットル超2リットル以下
36,000 円
2リットル超2.5リットル以下
43,500 円
2.5リットル超3リットル以下
50,000 円
3リットル超3.5リットル以下
57,000 円
3.5リットル超4リットル以下
65,500 円
4リットル超4.5リットル以下
75,500 円
4.5リットル超6リットル以下
87,000 円
6リットル超
110,000 円

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

税率の特例

年度 項目	平成 14 年度	16
税 率 等	軽 減〔平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減	軽 減〔平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減
	☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減	
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税 率 等	軽 減〔平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減	軽 減〔平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減
	25%軽減	
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
軽 減〔平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準達成 ★★★ かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 10%重課	軽 減〔平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +20%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +10%以上達成 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
10 ★★★★★ は 〃 50%以上 〃

25	27
軽 減〔平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +10%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 10%重課	軽 減〔平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 (2020 年度燃費基準達成車) 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+20%達成 (2020 年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+10%達成 〃 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)	軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%達成 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%達成 " 50%軽減 ※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 平成 29 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。

令和4年度	8
軽 減 〔 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕 電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 標準税率より概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車) 〃 概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度燃費基準 70%達成(営業用乗用車) 〃 概ね50%軽減 ※ 令和5年度・6年度新車新規登録分は令和4年度新車新規登録分と同様の措置 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)	軽 減 〔 令和7年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕 電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 標準税率より概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車) 〃 概ね75%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)

- (注) 4 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの(なお、当該措置の対象からクリーンディーゼル車を除くことについては、令和3年度改正によるもの)、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 5 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 6 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。

11. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	33
税 率 等	附加価値税が創設され、実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。 漁業権税 賃貸料の 10%	附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。

年度 項目	昭和 58 年度	平成 14 年度	16
税 率 等	鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の 1.1 倍程度に改正された。 (鉱区税) 1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 採掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 河床でないもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円 など (狩猟者登録税及び入猟税) 1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000 円又は 4,500 円 (入) 6,500 円 2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300 円 (入) 2,200 円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、 甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成 15 年 4 月 16 日施行)	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など

年度 項目	令和元年度	6
税 率 等	対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が 5 年度間延長された。	対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が 5 年度間延長された。

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 2 倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 3 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

Ⅱ 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3) その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3) その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3) その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 800 円 (2) 年額 550 円 (3) 年額 300 円	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 以下左に同じ	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%
	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1) 方式のみしかとれない。	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 10% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 20%		所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 15%		

33	34	35	37	38	39
			9 万円		
			1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者が ある場合 1 人目 5 万円		
所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 % (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2.0% 3 万円を超える金額 2.2% 5 万円 " 3.0% 8 万円 " 3.1% 15 万円 " 3.5% 20 万円 " 4.1% 30 万円 " 4.4% 50 万円 " 5.4% 80 万円 " 5.5% 100 万円 " 6.3% 120 万円 " 6.5% 150 万円 " 7.2% 200 万円 " 7.4% 250 万円 " 8.1% 300 万円 " 8.3% 400 万円 " 9.1% 500 万円 " 9.2% (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2.3% 3 万円を超える金額 2.5% 4 万円 " 3.5% 7 万円 " 3.8% 13 万円 " 4.3% 17 万円 " 5.2% 25 万円 " 5.8% 40 万円 " 7.5% 60 万円 " 7.9% 75 万円 " 9.5% 90 万円 " 10.0% 110 万円 " 11.8% 140 万円 " 12.3% 170 万円 " 14.5% 200 万円 " 15.1% 250 万円 " 17.8% 300 万円 " 18.5% 350 万円 " 21.7%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 5 万円以下の金額 2% 5 万円 を超える金額 3% 20 万円 " 4% 50 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2% 3 万円 を超える金額 3% 8 万円 " 4% 20 万円 " 5% 40 万円 " 6% 60 万円 " 7% 80 万円 " 8% 110 万円 " 9% 140 万円 " 11% 180 万円 " 13% 270 万円 " 16% 380 万円 " 20% 580 万円 " 24%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 10 万円 以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 10 万円 以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 以下左に同じ (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 5 万円以下の金額 2% 5 万円 を超える金額 3% 10 万円 を超える金額 4% 以下左に同じ	所得割 (1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準抛税率 10 万円以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 20 万円 " 4% 50 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準抛税率 15 万円以下の金額 2% 15 万円 を超える金額 3% 40 万円 " 4% 70 万円 " 5% 以下左に同じ	所得割の 不均衡是正 1 40 年度適用 (1) 本文方式へ統一（但書方式の廃止） (2) 標準税率の法定（段階、税率は左に同じ） (3) 制限税率の法定（標準税率の1.5 倍の率） 2 39 年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得控除とした。 (2) 専従者の税額控除の最低限の法定 3 上記1、2による減収については市町村民税臨時減税補てん債により元利とも補てんすることとされた。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基 礎 控 除	10 万円		11 万円	12 万円	13 万円
配偶者控除	(新設) 8 万円		9 万円	10 万円	11 万円
扶 養 控 除	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 7 万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1 人目 6 万円	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 7 万円	扶養親族 1 人 5 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 6 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 8 万円 配偶者がいない場合 1 人目 9 万円
税 率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設（昭和 42 年 1 月 1 日以後に受け るべき退職手当等）				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47 年度 2.7% (ロ) 48、49 年度 3.4% (ハ) 50、51 年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110% 相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がいない場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者がいない場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がいない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者がいない場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がいない場合 1 人目 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額

(注) 昭和 50 年度欄における所得割の税率は、昭和 49 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20 万円	21 万円
配偶者控除		20 万円	21 万円
扶養控除		扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者がいない場合 1 人目 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者がいない場合 1 人目 21 万円
税 率	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 1,700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,200 円 (3)その他の市町村 年額 700 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200 円 (2) 年額 1,600 円 (3) 年額 1,000 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額の 4 分の 3 を総合課税した場合の当該 2,000 万円を超える部分に係る上積み 税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域 農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 を超える場合 68 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 2,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和 52 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和 50 年度改正、(2)については昭和 51 年度改正によるものである。
- 2 昭和 55 年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和 54 年度改正によるものである。
- 3 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円 (3) その他の市町村 年額 1,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600 円 (2) 年額 2,000 円 (3) 年額 1,400 円 所得割 (1) 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 100 万円 " 6% 130 万円 " 7% 230 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合 の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度) ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額 の 4%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を 超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円 を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した 場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額と の合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25 万 3 千円	26 万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25 万円	控除対象配偶者 25 万 3 千円 老人控除対象配偶者 26 万 3 千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29 万 3 千円	控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 25 万円	扶養親族 1 人 25 万 3 千円 老人扶養親族 1 人 26 万 3 千円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 29 万 3 千円 同居老親等扶養親族 1 人 30 万 3 千円	扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60 年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 2,500 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,000 円 (3)その他の市町村 年額 1,500 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200 円 (2) 年額 2,600 円 (3) 年額 2,000 円 所得割 20 万円以下の金額 2.5% 20 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 95 万円 " 6% 120 万円 " 7% 220 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14%

- (注) 1 昭和 58 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 57 年度改正によるものである。
2 昭和 59 年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ 7 千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える 金額の 5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 ①a 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ①b 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える 金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を 超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を 超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額 と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の 税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の 額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金 額の 5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60 万円以下の金額 3% 60 万円を超える金額 5% 130 万円 " 7% 260 万円 " 8% 460 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和 63～平成 3 年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額 の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30 万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30 万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35 万円 (A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51 万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56 万円 (B) 配偶者特別控除 30 万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1 人 30 万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1 人 35 万円 (A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 51 万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 56 万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1 人 42 万円 (A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 63 万円 (B) (新設)特定扶養親族 1 人 35 万円 (A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 56 万円 (A、B)
税 率	所得割 (1)120 万円以下の金額 3% 120 万円を超える金額 8% 500 万円 " 11% (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額 (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元年～3 年度) 4% (ハ)長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え (交換) の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 108 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2)資産合算課税制度の廃止 (A) (3)超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成 5 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (4)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 4 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成 4 年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 3 月)改正によるものである。
- 2 平成 2 年度欄において、(A)とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日まで の譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲 渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に 相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33 万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1 人 39 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 60 万円	扶養親族 1 人 33 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 38 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 54 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 59 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 45 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 66 万円 特定扶養親族 1 人 41 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 62 万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 3,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,500 円 (3) その他の市町村 年額 2,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800 円 (2) 年額 3,200 円 (3) 年額 2,600 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 220 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成 6 年度欄における所得割の税率は、平成 4 年度改正によるものである。
- 2 平成 6 年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 20%相当額（20%相当額が 20 万円を超える場合は 20 万円を限度とする。）を控除した。
- 3 平成 7 年度欄については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。
- 4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額（15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除した。

9	10
所得割 (1) 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 12% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 12% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 380 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 14 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止

5 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。

6 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

7 平成 10 年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成 8 年度改正によるものである。

8 平成 10 年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人 17,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき 8,500 円の合計額。ただし、平成 10 年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額	均等割 標準税率 年額 3,000 円 所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～） (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2% ※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%

- 3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。
- 4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額 （ハ）短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%	所得割 (1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得 3% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 （ハ）長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 （ニ）短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4% ② 国等に対する譲渡である場合 3% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3% 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 7.2% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）

- (注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 3,500 円 〔 本則税率 年額 3,000 円に 〕 年額 500 円を加算した額 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。
- 2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。
- 3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29
所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 27 年度～） 3% ※軽減税率は平成 26 年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成 27 年度～） 3% ※軽減税率は平成 26 年度まで	所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 29 年度～） 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 29 年度～） 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率（平成 29 年度～） 3% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 2 年度） （イ）課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% （ロ）課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡）

4 平成 27 年度欄については、平成 23 年度改正によるものである。

5 平成 29 年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成 25 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 29 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失 〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕
扶養控除		
税 率	所得割(指定都市の場合) (1) 一律 8% (ただし、分離課税に係る退職所得については6%) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 3.2% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から2,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円以下である場合 3.2% ② 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から6,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2% ② 国等に対する譲渡である場合 4% (3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4% (6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4% (7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 9.6% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、令和2年3月31日までの譲渡については特例不適用)	

- (注) 1 平成30年度欄については、平成29年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成29年度改正によるものである。

2	3
	43 万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて 3 段階で通減、2,500 万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15 万円〕
	同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げる。
	扶養親族の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。
所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 5 年度） (i) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%） (ii) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 5 年 3 月 31 日までの譲渡）	

- (注) 3 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正によるものである。
- 4 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	5	8 (改正案による)
基礎控除		
配偶者控除		同一生計配偶者の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。 (新設) 特定親族特別控除 (仮称) 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等 (その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。) で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、親族等の前年の合計所得金額に応じて納税義務者の前年の総所得金額等から控除額を控除する。 特定親族特別控除 (仮称) の額について、親族等の合計所得金額に応じて 7 段階で通減、123 万円超の場合には消失する。 〔 控除額 45、41、31、21、11、6、3 万円 〕
税 率	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和 8 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (指定都市の存する区域の場合、3.2%) (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (指定都市の存する区域の場合、64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額) (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～令和 8 年 3 月 31 日までの譲渡)	

- (注) 1 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正によるものである。
- 2 令和 6 年度改正により、令和 6 年度分に限り、合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額 (本人 10,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 (国外居住者を除く。)) 1 人につき 10,000 円の合計額。ただし、令和 6 年度分の所得割額を限度とする。) を控除する。
- 3 令和 8 年度欄については、令和 7 年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率（制限税率） 人口 50 万以上の市 2,400 円（4,000 円） 人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円（3,000 円） 上記以外の市並びに町村 1,200 円（2,000 円）	法人税割 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税割 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円（1,000,000 円） (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円（560,000 円） (3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円（134,000 円） (4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円（40,000 円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円（13,000 円）	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円（1,000,000 円） (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円（560,000 円） (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円（134,000 円） (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円（40,000 円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円（13,000 円） 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円（1,500,000 円） (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円（1,000,000 円） (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円（270,000 円） (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円（100,000 円） (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 48,000 円（80,000 円） (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円（27,000 円）

42	45	49	51	52
均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000 円(7,000 円) (2) 上記法人以外の法人等 年額2,400 円(4,000 円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000 円(20,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200 円(12,000 円)	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000 円(134,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000 円(13,000 円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000 円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000 円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000 円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000 円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000 円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000 円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000 円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000 円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000 円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000 円 (2) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000 円 (3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000 円 (7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000 円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000 円 (9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000 円	法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額	法人税割 標準税率 6% 制限税率 8.4% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8 万円 家屋 5 万円 償却資産 30 万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100 分の 1.7 を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和 47 年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の 2 分の 1 の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15 万円 家屋 8 万円 償却資産 100 万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.3 倍超 1.5 倍以下、1.7 倍超 1.9 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.3 倍超 1.5 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.075 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)	(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。 (2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
1 土地 (1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成 6 年度から平成 8 年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成 6 年度から平成 8 年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注 3) (2) 一般農地 評価替えに伴い、平成 6 年度から平成 8 年度まで平成 3 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 1 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。(注 3) 2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る 3%減価の措置が講ぜられた。(注 4)	地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。

12	13	14	15
平成 9 年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の 80%から平成 12 年度、平成 13 年度に 75%、平成 14 年度に 70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を 12%以上（現行：25%以上）とすることとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。	(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成 14 年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去 3 年間 15%以上とする措置が講ぜられた。 (2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の 3 分の 1 とする等の措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。 (2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	(1) 宅地等 - 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 - 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 - 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 - 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 - 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。	(1) 宅地等 - 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 - 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 - 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 - 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 - 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
(1) 宅地等 ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。 ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあっては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあっては評価額の60%、住宅用地にあっては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。 (3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。	(1) 宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 (2) 農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度
(1) 宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。	(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 (2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

(固定資産税つき)

年度 項目	令和3年度	4
税 率		
そ の 他	(1)宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 (2)農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・令和3年度限りの措置として、農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。	令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとされた。

(1) 宅地等

- ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。
- ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。
- ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。

(2) 農地

- ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。
- ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

3. 軽自動車税

①環境性能割（令和元年 10 月 1 日～）

年度 項目	令和元年度		
税 率 等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年 10 月 1 日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 〔平成 28 年度税制改正により、消費税率 10% 引上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に導入することとしていたが、 消費税率 10% への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年 10 月 1 日に変更された。〕		
	令和元年 10 月 1 日以後取得分 〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10% 低減）		非課税 非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2020 年度燃費基準+10% 達成	
		2020 年度燃費基準 達成	100 分の 1 100 分の 0.5
		2015 年度燃費基準+10% 達成	
	上記以外の車		100 分の 2 100 分の 2
	（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50% 低減（★★★★） 又は H17 規制から NOx75% 低減（★★★★）のものに限る。		
	※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

年度 項目	令和 5 年度		
税 率 等	令和 6 年 1 月 1 日以後取得分 〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10% 低減）		非課税 非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 80% 達成	
		2030 年度燃費基準 70% 達成	100 分の 1 100 分の 0.5
		2030 年度燃費基準 60% 達成	
	上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車		100 分の 2 100 分の 2
	（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50% 低減（★★★★） 又は H17 規制から NOx75% 低減（★★★★）のものに限る。		
	※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

令和3年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 75%達成 （2020 年度燃費基準達成車に限る）		
	2030 年度燃費基準 60%達成 （2020 年度燃費基準達成車に限る）	100 分の 1	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 55%達成	100 分の 2	100 分の 1
上記以外の車	100 分の 2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）
又はH17 規制から NOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 80%達成		
	2030 年度燃費基準 75%達成	100 分の 1	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 70%達成	100 分の 2	100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車			100 分の 2

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）
又はH17 規制から NOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- （注） 1 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成 28 年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
- 2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
- 3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。

② 種別割（令和元年 10 月 1 日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（令和元年 9 月 30 日まで））

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税 率 等	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度	27	28	令和元年度
税 率 等	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の 1.5 倍）	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 2,000 円 50cc～90cc 年額 2,000 円 90cc 超 年額 2,400 円 ミニカー 年額 3,700 円 (2) 二輪の軽自動車（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000 円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年 10 月 1 日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
 2 平成 28 年度欄については、平成 27 年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。

51	54	59	60
標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 650 円 50cc～90cc 年額 1,000 円 90cc 超 年額 1,300 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000 円 三輪のもの 年額 2,600 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 5,900 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,300 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300 円 制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.2 倍)	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 700 円 50cc～90cc 年額 1,100 円 90cc 超 年額 1,450 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200 円 三輪のもの 年額 2,850 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 6,500 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,650 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,650 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 1,000 円 50cc～90cc 年額 1,200 円 90cc 超 年額 1,600 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400 円 三輪のもの 年額 3,100 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500 円 自家用 年額 7,200 円 貨物用 営業用 年額 3,000 円 自家用 年額 4,000 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 4,000 円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc 以下 (二)に掲げるものを除く。) 年額 1,000 円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200 円 (ハ) 二輪のもので、90cc 超 年額 1,600 円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 (ミニカー) 年額 2,500 円

7 (改正案による)
標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 2,000 円 50cc～90cc 年額 2,000 円 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下のもの 年額 2,000 円 90cc 超 年額 2,400 円 ミニカー 年額 3,700 円

税率の特例

年度 項目	平成 28 年度	29	30
税 率 等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減）
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車		電気軽自動車 天然ガス軽自動車
	標準税率 より概ね 75%軽減		標準税率 より概ね 75%軽減
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）
	標準税率 より概ね 50%軽減		標準税率 より概ね 50%軽減
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）
	標準税率 より概ね 25%軽減		標準税率 より概ね 25%軽減
	軽四輪等に対する経年車重課の導入		※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置
	最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等		
	標準税率 より概ね 20%重課		

- (注)
- 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
 - 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
 - 3 平成 28 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。
 - 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

令和4年度	8
令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。 電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車) ★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準70%達成 } 概ね25%軽減 (営業用乗用車) ※ 令和5年度・6年度の新規取得分は令和4年度の新規取得分と同様の措置	令和7年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。 電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)

- (注) 5 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 6 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 7 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率 等		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率 等	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	令和元年度	2	3
税 率 等	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。
4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 62 年 12 月 31 日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 63 年 3 月 31 日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年 3 月 31 日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年 4 月 1 日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,997 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 948 円

22	25	28	29
平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 4,618 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,190 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,495 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,925 円	平成 29 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 3,355 円

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成 30 年度及び令和 7 年度改正案）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算されていたところであるが、平成 30 年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとされた。

また、令和 7 年度改正案において、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本に換算する仕組みに、令和 8 年 4 月及び同年 10 月の 2 段階で移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和 2 年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算されていたところであるが、令和 2 年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する方法に、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとされた。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税 率 等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300 円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400 円 ガス 月 500 円	免税点 ガス 月 700 円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税 率 等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200 円 2,000 円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400 円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700 円 4,000 円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800 円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税 率 等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い、 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い、 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税 率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
標準課税 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得世帯の国 民健康保険税を 減額することと された。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
標準課税 総額等	課税限度額が 27 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額の 見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
標準課税 総額等	課税限度額が 52 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 8 万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 9 万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が 56 万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が 47 万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が 12 万 円とされた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
標準課税総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 58 万円に引き上げられた。 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 - 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 - 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 - 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 - 保険事業に要する費用の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 標準介護納付金課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

年度 項目	令和元年度	2	4	5	6	7 (改正案による)
標準課税総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 65 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 20 万円に引き上げられた。 未就学児に係る国民健康保険税を減額することとされた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 22 万円に引き上げられた。 産前産後期間に係る国民健康保険税を減額することとされた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 24 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 66 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 26 万円に引き上げられた。

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年法律第 2 号による改正に係るものである。
- 2 令和 5 年度欄の後段の改正については、令和 5 年法律第 31 号による改正に係るものである。
- 3 令和 7 年度欄については、令和 7 年度改正案によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円 接 客 人 税 1 人 月 額 100 円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるととも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後に 取得される土地について免税 点が 330 m² (特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200 m²) に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。

50	55	57
事業所税が創設された。 税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300 円 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25	事業所税税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500 円	特別土地保有税 (1) 保有期間 10 年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間に取得された 500 ㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては 300 ㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降 2 年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について 10 年間特別土地保有税を課すこととされた。

3
特別土地保有税 (1) 三大都市圏の特定市において、昭和 61 年 1 月 1 日以後に取得した土地の保有並びに平成 3 年 4 月 1 日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10 年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては 2,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに、その他の市の区域にあつては 5,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。 また、市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間 10 年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。 (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。 ① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の 1,000 平方メートル以上の一団の土地とする。 ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。 ③ 税率 1.4% とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。

10	11
特別土地保有税 (1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。 (2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を 1,000 ㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。 (3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。 (4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。 (5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。	特別土地保有税 (1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。 (2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。 (3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を 2 年間に限り講ずることとされた。 (4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行 5 年以内）について、やむを得ない場合には、1 回に限り、5 年以内で延長を認めることができることとされた。

(その他の税目につき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	特別土地保有税 (1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。 (2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。	特別土地保有税 (1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。 (2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。

15	17
特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。 事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。	特別土地保有税 (1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。 (2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。 (3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。